

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (40203)
地域名 (地域内農業集落名)	山本地域 (放光寺、高椋、下野、柳坂、宮園、西泉、中泉、東泉、山本、庄)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月9日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山本地域の平坦部は耳納山麓土地改良事業の受益地ではあるが、ほ場整備は豊田地区の一部にとどまる。主要作物は米麦、花卉・花木、果樹等であり、近年はそばの作付が拡大している。家族経営が中心で、地元の営農組織は存在しない。慢性的な担い手不足が続いており、農業継続の在り方が課題となっている。一部では入作による耕作が見られ、米の裏作として野菜(イチゴ、リーフレタス)の生産が増加傾向にある。未整備区域では1筆あたりの面積が小さく、道路は狭隘で水路も入り組んでいる。水捌けの悪い土壌も存在し、遊休化する農地が見られる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山本地域では、山麓部の一部において柿園化や畑地転換がみられ、下流域農地の水利調整が課題となっている。従来は米麦や果樹を中心に営農してきたが、近年は農地に隣接する住宅地との間で農薬散布や野焼き等を巡る問題が生じ、耕作者の対応に支障が生じている。地域農業の持続に対する危機感は強く、農地の利活用促進や耕作条件改善を求める声がある。山麓部には広くそば栽培を手掛ける法人があり、離農農地の受け皿や遊休農地解消に寄与している。一方で人材不足が課題であり、入作の拡大や他業種・他地域法人の参入を検討すべきとの意見もみられる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	229.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	229.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業上の利用は、原則として農振農用地の範囲と同一としている。住宅地と農地が隣接する区域があり、課題も生じているため、周辺住民への理解が求められる。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区の農業特性に応じ、必要な集積や集約を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区の農業特性に応じ、必要な整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修や部会活動などを活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部の農作業を請け負う農業支援サービスがあれば活用したい。 また作業者を確実に確保していくため、作業時期や業務量の平準化も検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策
イノシシの被害が多発。防護柵や檻設置による捕獲を推進するため、補助活用しながら捕獲体制の強化に取り組む。

④畑地化・輸出等
農地維持の観点では、入作による畑地化の需要はあるため、基盤整備の検討は継続していく。

⑩その他(遊休農地対策)
高齢化による離農者増に伴い、果樹や面積の小さい農地の遊休化が予測されるため、対策を継続して検討する。

【令和7年度:座談会結果】

地域農業の維持継続のため、入作含めた新規就農者の確保に努めたいという方向性が共有された。